

共同住宅等（マンション等）の所有者又は管理者の皆様へ

京都市では、さらなるごみの減量を図るため、京都市内の全ての共同住宅等（マンション等）の所有者又は管理者の方に、入居者への分別ルール等の周知を義務化するとともに、その方法などについて、京都市に届け出ていただくこととしております。

該当する方につきましては、以下のとおり届け出ていただきますようお願いします。

【根拠法令】

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第1項～第3項

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則第2条第1項～第3項

- 1 名 称 共同住宅等分別周知等届
- 2 届出対象者 ①新たに建築される全ての共同住宅等（マンション等）の所有者又は管理者
（民間業者にごみの収集を依頼されている場合は、新築に限らず届け出ていただく必要があります。）
②既存の共同住宅等（マンション等）を新たに管理される管理者
※①②とも、京都市又は民間業者がごみを収集する場合の、どちらも対象となります。
- 3 届出の期限 上記①の場合・・・入居者が入居されるまで
// ②の場合・・・受託後速やかに
- 4 届 出 方 法 規則第1号様式（2～3ページ又は欄外記載のホームページ参照）に必要事項を記入し、ごみ出しルール等の掲示物、配布物の写し等を添付のうえ、下記届出先まで届け出てください。（「郵送」、「ファックス」又は「持参」）
- 5 変 更 等 届出内容に変更があった場合は、規則第2号様式（4ページ又は欄外記載のホームページ参照）に変更内容を記入し届け出てください。
- 6 届 出 先〈お問合せ先〉

京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電 話：075-222-3948

FAX：075-213-0453

◎届出様式の電子データは、こちらからダウンロードしてください。

京都ごみネット（<http://kyoto-kogomi.net/business/>）の「報告・届出義務制度」欄をクリック！

第1号様式（第2条関係）

共同住宅等分別周知等届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 -

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。					
届 出 者 の 区 分		☐ 管理会社 ☐ 管理組合 ☐ 共同住宅等の所有者 ☐ その他 ()			
届 出 の 理 由		☐ 共同住宅等の新築 ☐ 既存の共同住宅等の新規の管理等			
共同住宅等	名 称				
	所 在 地		戸数	戸	
上記届出者 以外の連絡 先	氏 名				
	住 所	電話 -			
家 庭 ご み の 収 集 方 法 等	種 類	収 集 方 法			
	燃 や す ご み	☐ 業者収集 業 者 名 回 数 回/週 ☐ 市収集			
	資 源 ご み	缶	☐ 業者収集 業 者 名 回 数 回/週 ☐ 市収集		
		ガ ラ ス ビ ン	☐ 業者収集 業 者 名 回 数 回/週 ☐ 市収集		
		ペ ッ ト ボ ト ル	☐ 業者収集 業 者 名 回 数 回/週 ☐ 市収集		
		プラスチック製の容器包装	☐ 業者収集 業 者 名 回 数 回/週・月 ☐ 市収集		
		古 紙 類	☐ 業者収集 業 者 名 回 数 回/週・月 () ☐ その他		
		小型金属類及びスプレー缶	☐ 業者収集 業 者 名 回 数 回/週・月 ☐ 市収集		
	家庭ごみの排出の方法等に関する入居者への周知方法		☐ 掲示板等への掲載 ☐ 書面の配布 ☐ ごみ置場における表示 ☐ その他 ()		
入 居 開 始 日		年 月 日			

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「共同住宅等」とは、一戸建ての住宅以外の住宅（長屋を除く。）をいいます。

3 「管理会社」とは、業として共同住宅等を管理する会社（会社法第2条第1号に規定する

- 会社をいう。)をいいます。
- 4 「管理組合」とは、マンションの管理の適正化の推進に関する法律第2条第3号に規定する管理組合をいいます。
- 5 「共同住宅等の所有者」とは、所有する共同住宅等を自ら管理する者をいいます。
- 6 上記届出者以外の連絡先の欄は、主たる事務所以外の支店、営業所等において共同住宅等の管理業務を行う場合等に記入してください。
- 7 「家庭ごみ」とは、一般廃棄物のうち、事業活動に伴って生じるもの以外のものをいいます。
- 8 「燃やすごみ」とは、家庭ごみのうち、資源ごみ及び家具、寝具、電気器具等の大型のもの以外のものをいいます。
- 9 「資源ごみ」とは、紙又は紙製品、缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック製の容器及び包装、小型金属類、スプレー缶等が廃棄物となったもののうち、再生利用をすることができるものをいいます。
- 10 「古紙類」とは、新聞紙、段ボールその他の紙又は紙製品が廃棄物となったもののうち、再生利用をすることができるものをいいます。
- 11 「小型金属類」とは、鍋、やかん等の最も長い部分がおおむね30センチメートル以下の金属製の物をいいます。
- 12 「スプレー缶」とは、小型の金属製の噴霧器をいいます。
- 13 「業者収集」とは、各種の家庭ごみの収集を一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する場合をいいます。
- 14 「市収集」とは、各種の家庭ごみの収集を本市が実施する場合をいいます。
- 15 入居開始日の欄は、届出の理由が共同住宅等の新築の場合にのみ記入してください。
- 16 この届出書には、家庭ごみの排出の方法等に関し、入居者に対して周知しようとする内容を明らかにする図書として、掲示し、又は配布するものの写しを添付してください。

第2号様式（第2条関係）

共同住宅等分別周知等変更届

(宛先) 京 都 市 長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話 -

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第3項の規定により届け出ます。		
共同住宅等	名 称	
	所 在 地	
上記届出者以外の連絡先	氏 名	
	住 所	電話 -
変 更 の 年 月 日		
変更の内容	変 更 前	
	変 更 後	

注1 「共同住宅等」とは、一戸建ての住宅以外の住宅（長屋を除く。）をいいます。

2 「上記届出者以外の連絡先」の欄は、主たる事務所以外の支店、営業所等において共同住宅等の管理業務を行う場合等に記入してください。